

茅ヶ崎市地域生活支援事業

移動支援事業のしおり

～移動支援事業を上手に使っていただくために～



茅ヶ崎市障がい福祉課

よくあるお問い合わせ

Q：移動支援を通所・通学で利用することはできますか？

A：通年かつ長期の外出は対象ではないため、通所・通学等では利用できません。ただし、保護者の疾病等のやむを得ない事情により、通所・通学等の手段が困難である場合には一時的に利用することができる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

Q：ヘルパーの移動にかかる交通費、入場料などは、利用者が負担するのですか？

A：交通費、入場料などは、移動支援の対象とはなりません。事業者とよく話し合った上で、サービス提供時間内に発生したヘルパーの交通費や入場料などを自己負担すれば、サービスを受けることができます。

Q：現地集合・現地解散の場合は、移動支援の対象となりますか？

A：対象とはなりません。

また、ヘルパーが利用者に対応している時間帯のみ算定対象となりますので、回送にかかる時間は、市内・市外を問わず、対象とはなりません。利用時間以外は事業者との個別契約になりますので、あらかじめ利用料等について事業者と話し合ってください。

〔問い合わせ〕

茅ヶ崎市障がい福祉課 Tel0467-82-1111

内線 3211、3212、3214～6

移動支援とは

屋外での移動に困難がある障がい児者について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立した生活と社会参加の促進を目的としています。

対象者

利用者またはその保護者が市内に居住地を有する方で、原則、次のいずれかに該当する方になります。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 療育手帳の交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神通院医療）の支給決定を受けている方または精神障がいを支給事由とする年金給付もしくは特別障害者給付金を現に受給している方
- (4) 障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病（369疾病）に該当する難病等の者
- (5) (1)～(4)に該当する方で、居住地特例地が市内にあるグループホームの入居者

対象となる外出

“社会生活上必要不可欠な外出”または“余暇活動等の社会参加のための外出”が支援の対象です。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出の例
金融機関への外出、公邸行事への参加、冠婚葬祭等
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出の例
余暇・スポーツ活動、レクリエーション等
※通勤・通学、営業活動等の経済活動、通年かつ長期及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内（12時間以内）で用務を終える外出に限ります。

利用料について

原則として、課税世帯の方はサービス費用の1割を負担していただきます。ただし、利用者世帯の所得の状況に合わせて、月額負担上限額を決定します。

- (1) 個別支援型（ヘルパー1人：利用者1人）
個別的支援が必要な場合のマンツーマン支援

介護	～0.5h	～1.0h	～1.5h	2.0h 以上
なし	80 円	150 円	230 円	以降 80 円／0.5h
あり	230 円	410 円	590 円	以降 80 円／0.5h

※表は 1割負担の金額

(2) グループ支援型（ヘルパー複数人：利用者複数人）

- ア グループ型の派遣となるガイドヘルパーに、利用者全員に対する個別型での派遣の経験があること
- イ ガイドヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は、3人未満であること
- ウ 利用者の体調不良や事故などの緊急時への対応を考慮し、一のグループに対してガイドヘルパー2人からの派遣であること

上記3つの要件のもとで安全の確保を図りながら、1人のヘルパーが複数人支援

介護	～0.5h	～1.0h	～1.5h	2.0h 以上
なし	50 円	90 円	140 円	以降 50 円／0.5h
あり	140 円	240 円	350 円	以降 50 円／0.5h

※表はヘルパー2人の際の 1割負担 の金額。

※グループ支援型の金額の詳細は、市ホームページを参照。

移動支援の利用額は、自立支援給付費（居宅介護等）の利用額と合算して計算します。

サービス利用にかかる手続き

